

別表-1 工事成績評定審査項目・評定基準

1 工事成績評定における審査項目とその内容

審査項目	細別	審査内容
1 施工体制	I 施工体制一般	・ 施工体制及び施工管理体制の評価
	II 配置技術者	・ 現場代理人、主任(監理)技術者、専任技術者等の職務の執行及び技術的判断に関する評価
2 施工状況	I 施工管理	・ 施工計画書に基づき、適切かつ効率的な施工管理を実施しているかどうかの評価
	II 工程管理	・ 適切な工程管理を実施しているかどうかの評価
	III 安全対策	・ 安全管理措置を適切に実施しているかどうかの評価
	IV 対外関係	・ 対外調整、周辺環境対策等に対して、適切に実施しているかどうかの評価
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	・ 目的物の出来形の水準を評価
	II 品質	・ 目的物の品質水準を評価
	III 出来栄え	・ 目的物の仕上がりやすりつけ等の出来ばえの評価、及び機能の評価
4 高度技術	I 高度技術力	・ 施工規模や工法等の難しさ、厳しい自然環境・社会条件に対して高度な技術力をもって対応したものの評価
5 創意工夫	I 創意工夫	・ 施工、品質、安全衛生等について、創意工夫をもって対応したものの評価
6 社会性等	I 地域への貢献等	・ 環境保全、地域とのコミュニケーションや地域活動への参加、地域への援助等で、地域に貢献した内容の評価
7 法令遵守等		・ 関係法令等を遵守して、無事故・無処分て工事を実施したかどうかの評価

2 工事成績評定基準

- 原則、評価項目ごとに a ~ e で評価を行う。

a	各項目に対して、他の工事の模範となる能力を発揮した。もしくは、模範となる成果が認められた。
b	各項目に対して、優れた能力を発揮した。もしくは、優れた成果が認められた。
c	受注者として最低限求められている事項を満足させた。
d	各項目に対して、不適切な事象が認められた。
e	重大な欠陥または不誠実行動が認められた。

- 「高度技術」「創意工夫」「社会性等」等では、一定範囲内で加点評価。
- 「法令遵守等」では、法令違反や公衆災害・労働災害の発生により、減点評価。

別表-2

工事成績評定採点基準表

考査項目	細目	監督員					総括監督員					検査員(部分払・中間技術)					検査員(完成)						
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e		
1	施工体制	施工体制一般		1.5	0	-5	-10																
		配置技術者	3	1.5	0	-5	-10																
2	施工状況	施工管理		1.5	0	-5	-10						5	2.5	0	-7.5	-15	5	2.5	0	-7.5	-15	
		工程管理	1	0.5	0	-5	-10	10	5	0	-7.5	-15											
		安全対策	2	1	0	-5	-10	15	7.5	0	-7.5	-15											
		対外関係	2	1	0	-2.5	-5																
3	出来形 及び 出来栄	出来形	2	1	0	-2.5	-5						10	5	0	-10	-20	10	5	0	-10	-20	
		品質	2	1	0	-2.5	-5						15	7.5	0	-12.5	-25	15	7.5	0	-12.5	-25	
		出来栄											5	2.5	0	-5		5	2.5	0	-5		
4	高度技術	高度技術力	13 ~ 0																				
5	創意工夫	創意工夫	7 ~ 0																				
6	社会性等	地域への貢献等						10	5	0													
加減点合計 ①			点		(35 ~ -65)					点		(35 ~ -30)					点		(35 ~ -65)				
評定点計 ② (①+65点)			A点		(100 ~ 0)					B点		(100 ~ 35)					C点		(100 ~ 0)				
7	法令遵守等																						
総合評定点 ③			点		(100 ~ -13)																		

## 1. 各評定者の採点方法(①、②)

- (1) 1～6の考査項目については、考査項目別運用表(別紙1～3)により判定した細別ごとの判定結果(a～e)に該当する点数<sup>1)</sup>を上記表より選び、合計する。(①)
- (2) (1)の結果に基準点65点を加える。(②)
- (3) 各評定者の評定点計は小数点第1位まで記入する。

## 2. 総合評定点の計算方法 (③)

- (1) 部分払の検査があった場合<sup>2)</sup> A点×0.4 + B点×0.2 + C点×0.2 + D点×0.2 + 7 の評定点
- (2) 部分払の検査がなかった場合 A点×0.4 + B点×0.2 + D点×0.4 + 7 の評定点
- (3) 総合評定点は小数点第1位を四捨五入し、整数とする。

## 3. 指定部分がある場合

- (1) 指定部分完成ごとに、上記基準表により評定点を算出する。
- (2) 工事完成時に(1)の結果をその該当する金額により加重平均し、最終の総合評定点とする。

## 4. 工事成績評定における考査項目の内容並び(a～e)の評価内容は、別紙1～3(考査項目別運用表)のとおりとする。

## 5. 請負者は、「高度技術」「創意工夫」「社会性等」に関して、当該工事における実施状況について、別紙5～6(高度技術等に関する実施状況及び説明資料)により提出することができる。

注 1) 高度技術及び創意工夫については、定められた範囲内の加点評価を判定結果に該当する点数とする。

2) 部分払の検査が2回以上の場合、C点はその平均値とする。(小数点第2位まで計算し、小数点第2位を四捨五入)